

整理番号	4-1
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページの運用		
年月日	令和2年4月1日~令和2年4月30日	金額	5,912円

目的	政策や活動を報告するためのホームページ運用依頼
使途	年間運用費(運用費は2020/04分)
政務活動・ 県政との 関連性	県民に活動を広報するツールとして
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照 ホームページ年間運用費 税抜 5,455円(60,000円×1/11月) 60,000円(2019/6~2020/4)のうち、2020/4月分を請求する 税込 5,892円 払込手数料 648円×5,892円÷194,400円=20円 5,892円+20円=5,912円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	5,912円	100%	5,912円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号	
01	06	18		048
銀行番号	店番号	科目	口座番号	

お取扱店	お取引内容	お取引金額
0347	お引出し	¥194,400
お取扱枚数	*****	
	おつり	残 高

キャッシング	手数料	時刻
	¥648	14070099
		お取扱いできない場合

お振込先
明細
内容

ハマツイワタシンキン
ナカカワ
普通 2006830
シユカイ トシカス 様
ラチ シユンイチ 様
TEL053-523-2282

請求書

〒431-1304
 静岡県浜松市北区細江町中川7172-698
 ラトウール101
 良知 駿一

売上日 2019年06月17日

No. 00000993

Space BOGGY

〒431-1304
 静岡県浜松市北区細江町中川6640-20
 TEL 053-522-3346 FAX 053-543-4067



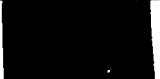
TEL 053-523-7400 FAX 053-523-7401



商品コード / 商品名	数	量	単位	単価	金額	備考
WordPressホームページ制作	1		式	120,000	120,000	
WordPressホームページ年間運用費	1		年	60,000	60,000	ドメイン、ホスティング費計
	税抜額	180,000	消費税額	14,400		合計
						194,400

<お振込先>
 浜松いわた信用金庫 中川支店 (普) 2006830
 シンカイトシカズ
 備考:

整理番号	4-2
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチャー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	セキュリティソフトウェア		
年月日	令和 2年 4月1日~令和 3年 3月31日	金額	1,620 円

目的	
使途	5台3年分ライセンス
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 利用内容・クレジットカード明細 参照 $9,720 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月 (2020/4~2021/3)} \div 36 \text{ ヶ月 (ライセンス3年分※)} = 3,240 \text{ 円}$ ※ライセンスは 2019/6/28~2022/6/27	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	3,240 円	1/2	1,620 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

Canon キヤノン ITソリューションズ株式会社

キヤノン I T S オンラインストア

**ご購入手続き クレジットカード決済 お支払い手続き
完了**



決済が完了しました。

ご利用内容

申込番号	CS19062822998
商品名	ESET インターネット セキュリティ 5台3年 ダウンロード (2019 ⁶ / ₂₈ ~ 2022 ⁶ / ₂₇)
お支払い合計	9,720円 (税込)

決済内容

しばらくお待ちいただくと、お買い求めいただいた商品に応じた各種ご案内のメールが、ユーザー情報入力画面で入力されたメールアドレスに届きます。

ご案内のメールの内容をよくお読みになり、以降の手続きを続けてください。

[ページ
トップ](#)

このたびはキヤノン I T S オンラインストアをご利用いただき、まことにありがとうございました。

カード番号



カード有効期限(M
M/YY) 02/22

お支払い方法 一括

このページは再表示できません。

決済完了の通知メール内にも申込番号の案内はありますが、念のため申込番号のメモをお取りになるか、このページを印刷することをお勧めいたします。

X 閉じる

© Canon IT Solutions Inc.

[特定商取引表示](#) | [購入方法](#) | [よくある質問](#)
| [推奨ブラウザ](#) | [お問い合わせ](#)

[ページ](#)
[トップ](#)

クレジットカードのご利用可能枠

クレジット利用可能枠	[***]
内 割賦取引利用可能枠*2	[***]
内 リボルビング利用可能枠	[***]
ショッピング利用可能枠	[***]
内 リボルビング利用可能枠	[***]

今回ご請求額の内訳

今回ご請求額	281,299
▲ 事前お支払い額	0
今回ご請求合計額	281,299

※お客さまの個人情報保護のため、会員番号と口座番号の下3桁は「***」と表示しています

リボ事前登録サービス登録状況

サービス名	登録状況
ショッピング	[***]
キャッシング	[***]

リボ払いの登録内容

サービス名	登録内容
ショッピング	[***]
キャッシング	[***]

2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、リボ払いは割賦取引利用可能枠の範囲内でご利用いただけます。リボ払いは、割賦取引利用可能枠とリボルビング利用可能枠が異なる場合、リボルビング利用可能枠の範囲内でご利用いただけます。キャッシング利用可能枠はショッピング利用可能枠の内枠として設定させていただきます。上記利用可能枠は、お支払期日の到来していないご利用分も含めたものとなりますのでご注意ください。会員規約第6条に定めるショッピングの分割払い利用可能枠と割賦取引利用可能枠は同額です。今回ご請求合計額に「-」（マイナス）の表示があるものは、クレジットカードご利用代金お支払口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。

※お支払方式が高スライドの場合、ご利用残高によって毎月のお支払額が変わります
 ※登録内容の基準日は、本ご利用明細作成日時点となります。
 ※リボ払いのご利用残高がリボ払いの利用可能枠を超えた場合、その超過額は一括でお支払いいただけます。

ご利用明細

※ご利用番号の数字はご利用いただいたカードをあらわしています。1=本人会員 2=本人会員(リボ払い専用カード) 3=家族会員 4=家族会員(リボ払い専用カード)
 また、VはVisa、MはMastercardをあらわしています。

ご利用日	ご利用金額	ご利用種別	ご利用カード	ご利用番号	ご利用残高
06.01	V 1				
06.02	V 1				
06.04	V 1				
06.04	V 1				
06.10	V 1				
06.13	V 1				
06.14	V 1				
06.14	V 1				
06.14	V 1				
06.15	V 1				
06.16	V 1				
06.16	V 1				
06.17	V 1				
06.18	V 1				
06.18	V 1				
06.19	V 1				
06.19	V 1				
06.20	V 1				
06.21	V 1				
06.22	V 1				
06.24	V 1				
06.24	V 1				
06.24	V 1				
06.25	V 1				
06.25	V 1				
06.25	V 1				
06.25	V 1				

- 海外でご利用の場合、加盟店でのご利用日または伝票の処理日が記載されます。また、9桁以上の現地通貨額は表示されず、通貨略称・日本円換算額のみ表示しております。
- 外貨の円換算レートは、Visa WorldwideまたはMastercardが適用するレートを使用いたします。必ずしもご利用日のレートでございませぬ。また、円換算レートに諸事務処理などの費用として当行が定めた2.00%（税別）を加算させていただきます。
- ご利用可能枠を超えるカードのご利用を希望される場合は、事前当行までご連絡ください。

ご利用代金明細書

2019年 7月24日 作成

347

会社名 株式会社静岡銀行
 〒・住所 424-0886
 静岡市清水区草薙1丁目13番10号

良知 駿一 様

00007

01

0103405#0117157
 0117568 002/002

利用明細 ※ご利用者様の数字はご利用いただいたカードをあらわしています。1=本人会員 2=本人会員(リボ払い専用カード) 3=家族会員 4=家族会員(リボ払い専用カード)
 また、[V]はViea、[M]はMastercard®をあらわしています。

取引日	利用日	ご利用内容	ご利用額	今回請求額	その他
06.25	V 1				
06.26	V 1				
06.27	V 1				
06.27	V 1				
06.28	V 1	キャノンITSオンラインストア	9,720	9,720	○
06.28	V 1				
06.28	V 1				
06.30	V 1				
07.01	V 1				
07.01	V 1				
07.02	V 1				
07.02	V 1				
07.02	V 1				
07.03	V 1				
07.03	V 1				
07.05	V 1				
07.05	V 1				
07.06	V 1				
07.06	V 1				
07.06	V 1				
07.06	V 1				
07.08	V 1				
07.09	V 1				
07.10	V 1				
07.10	V 1				
07.10	V 1				
07.10	V 1				
07.11	V 1				
07.12	V 1				
07.13	V 1				
合計			281,299	281,299	

上記ご利用内容のうち、ショッピングおよびキャッシングご利用分を「リボ払い」に変更できます!

リボ切替サービス「ゆとりボくん」

(当行ホームページの内容にて同様のうえでお申込みください)

お申し込み期限 **8/5(月)12:30まで**

※ご利用にはDC WebサービスのID登録が必要です(登録無料)。*携帯からのお申込みはできません。

整理番号	4-3
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	人工知能学会会費		
年月日	令和2年4月1日~令和3年3月31日	金額	10,203円

会の趣旨・目的	人工知能に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術・技術ならびに産業・社会の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学術集会, 学術講演会, 講習会等の開催 2. 学会誌, 論文誌その他の刊行物の発行 3. 研究の奨励及び研究業績の表彰 4. 研究及び調査 5. 国内外の関係学術団体との連絡及び協力 6. その他, この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	近年、様々な分野において人工知能 (AI) が活用されつつある。人口減少社会ではさらなる人工知能の活用が必要であり、県政においても得られた知見を生かしたい。
<<領収書貼付枠>> 別添 払込証 参照 2020年度正会員費：10,000円 払込料金：203円 合計：10,203円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動費にかか るものである。	10,203円	100%	10,203円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	0	9	6	0	7		
			2	7	4	5	9	8
加入者名	人工知能学会会員管理 係							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
				1	0	0	0	0
ご依頼人	おなまえ 良知 駿一 様							
料 金	(消費税込み)		日 附 印					
	203	円	02-01-21 細江湖東 簡易郵便局					
備考	(23717) N94130004							

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

Home » 人工知能学会について » 学会概要 » 一般社団法人 人工知能学会 定款

一般社団法人 人工知能学会 定款

一般社団法人 人工知能学会設立趣意書

1990年6月29日

頭脳の働きに代わる機械が欲しいという人類の夢は、大量の数値データに対して複雑な計算を高速に行うという面では、電子計算機により実現された。現在の情報処理技術はこの意味においては、人間の能力をはるかに越えたものといえるが、一方、思考という本質的な面では、全くといっていいほど無力である。人工知能は大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したものである。

それには人間の思考をモデル化し、これに適した新しい仕組みの計算機ハードウェアとソフトウェアを実現しなければならない。即ち、現在の計算機のように複雑なプログラムを人間が書き、それを逐次計算するのではなくて、人間が問題を自然語で与えるだけで、そのモデル化や解探索を一挙に行うことのできる仕組みを目指している。このため、単に計算機科学、数学、電子工学といった学問分野だけではなく、哲学、論理学、言語学、認知科学、生理学、生物学といった広範な学問分野との深い交流が不可欠である。人工知能は諸学問に共通な発見、創造、計画、設計、開発、評価、認識、理解、解析、分析、決定といった知的活動の基本を担うものであり、最近独自の学問分野として広く重視されるに到っている。

人工知能の応用としては、知識の活用を中心とする知識工学が提唱され、その適用の1つとして専門家の経験的、技術的知識を電子計算機に移植し、活用しようとするエキスパートシステムが計画、設計、診断、監視、制御など、産業、金融界に広く普及しつつある。例えば、計算機システムの機器構成決定、新材料設計、生産プラントの故障診断や制御、金融資産の運用、企業経営診断、医療診断などがある。さらに、自然言語、画像、図形などの認識や理解、また、学習といった分野へとその対象はますます広がりを見せている。例えば、機械翻訳、指紋印鑑照合、設備最適運転条件設定などをあげることができる。

人工知能が本格的に発展した折には、あらゆる機械が知能を持つという、全く新たな社会をもたらすものと思われる。すでに、学会や産業界に属する人工知能研究者の幅は広く、層が厚くなってきたため、その組織化の必要性が強く認識されている。また、この学問が情報処理工学、通信工学、システム制御工学、精密工学などとも関連して、本質的に学際的事であることにかんがみ、同じ研究分野を分けもつ諸学会、諸団体の合同研究活動を促進するための中心的役割を果たすものとして、人工知能に関する新組織を構成する要望が強く打ち出されている。

当人工知能学会は、1986年7月設立以来、すでに4年の歳月を経過した。発足当初は、人工知能が新しい境界領域の学術であったこともあって、会の運営上多くの課題もあったが、学会誌の定期刊行、研究発表のための大会、各種の研究会ならびに内外の学識者によるセミナーの開催、人工知能に関する国際間の交流等の活動を通じて、国内的にも国際的にも相当高い評価を受けている。学会自体の構成も大きくなって、会員数4,000名を数えるにいたった。当学会の活動が活発化するに及んで、国内において他の団体との関係も密接となり、国際的な連携も多く、30カ国以上の加盟する国際合同人工知能会議の主要メンバーとして活躍しているほか、数々の国際会議の協賛団体として国際的にも知名度が上がっている。

本年11月には、わが国でも当学会の主催する国際会議を開催する運びになった。このような時にあたり、今後の飛躍的な発展を期するために、当学会の在り方を検討してきたが、先ず当学会を法人格をもつ団体、即ち社団法人に改組し、人工知能に関する理論と応用の研究開発により一層の貢献をしようとするものである。

一般社団法人 人工知能学会定款

2012年6月14日制定

2018年6月27日改訂

◆第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人人工知能学会(英文名を The Japanese Society for Artificial Intelligence (英文略称「JSAI」))と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

◆第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人工知能に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術・技術ならびに産業・社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学術集会、学術講演会、講習会等の開催
2. 学会誌、論文誌その他の刊行物の発行
3. 研究の奨励及び研究業績の表彰
4. 研究及び調査
5. 国内外の関係学術団体との連絡及び協力
6. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

◆第3章 会員及び社員

(法人の構成員)



第5条 この法人に、次の会員を置く。

JSIA 人工知能学会

The Japanese Society for Artificial Intelligence

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 2. 学生会員 学生であつて、この法人の目的に賛同して入会した個人
 3. 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または団体
 4. 特殊購読会員 この法人の目的に賛同し、この法人の発行する会誌を広く閲覧するために定期購読する図書館等の団体
 5. 名誉会員 この法人に特に功勞のあつた者で社員総会の議決を持って推薦された者
- 2 この法人の社員は、正会員から選出される代議員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とし、選出する際の定数は概ね正会員数を25で除した商とし120人を上限とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
1. 当該候補者が補欠の代議員である旨
 2. 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び特定の代議員の氏名
 3. 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあつては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
1. 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 2. 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 3. 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
 4. 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 5. 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権講師書面の閲覧等）
 6. 法人法第129条第2項の権利（計算書類等の閲覧等）

▲

7. 法人法第229条第2項の権利 (計算法人の貸借対照表等の閲覧等)

法人法第246条第3項, 第250条第3項及び第256条第3項の権利 (合併契約等の閲覧等)

11. 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 社員総会で名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時及び毎年、社員総会が別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員及び特殊購読会員は、入会金を納めることを要しない。

3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費を2年以上滞納したとき。
2. 総社員の同意があったとき。
3. 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

◆第4章 社員総会

(構成)



第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。



第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
4. 貸借対照表及び正味財産計算書の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項並びに招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散及び残余財産の処分
5. その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。▲

(議決権の代理及び書面議決)

~~第20条~~ 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、社員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の場合における第18条（定足数）及び第19条（決議）の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、及び出席した理事の中より2名以上の署名人を指定し、前項の議事録に記名押印する。

◆第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に次の役員を置く。

1. 理事 15名以上31名以内
2. 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。

3 前項の会長と副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 会長、副会長及び業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結、又は選任後1年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

◆第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

1. 本会の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について決議に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において

は、その事項を理事会に報告することを要しない。

4. 前項の規定は、第25条第4項（3カ月に1回以上の職務執行状況の報告）の規定による報告には適用しない（役員の理事会に対する報告の省略）。

（議事録）

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

◆第7章 資産及び会計

（事業年度）

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の付属明細書
3. 貸借対照表
4. 正味財産増減計算書
5. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
6. 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事の名簿

◆第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の処分制限）

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。



(残余財産の処分)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

◆第9章 委員会及び事務局

(委員会)

第43条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 委員会は、法令及びこの定款により、社員総会並びに理事会に付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない。

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

◆第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

◆第11章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

◆附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は山口高平、副会長は島津秀雄と松原仁とする。
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
5. 第5条第2項で定める代議員の定数は2019年4月1日に就任する代議員から適用するものとし、2019年3月31日までを任期とする代議員に関しては選出する際の定数を概ね正会員数を25で除した商とする。

「これは、当法人の定款である。」

事務所：〒162-0821



東京都新宿区津久戸町4-2 OSビル

JSAI 人工知能学会

The Japanese Society for Artificial Intelligence

名称：一般社団法人人工知能学会

代表理事：会長 浦本直彦

[人工知能学会について](#) [利用上の注意](#) [プライバシーポリシー](#) [特定商取引法に基づく表記](#) [問い合わせ一覧](#)




検索



・ All Rights Reserved. Copyright 2017 The Japanese Society for Artificial Intelligence ・



整理番号	4-4
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	電子情報通信学会会費		
年月日	令和 2年 4月 / 日~令和 3年 3月 3/日	金額	13,000 円

会の趣旨・目的	電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術 および関連事業の振興に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	イ. 機関誌の発行 ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催 ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究 ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定 ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰 ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業 ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行 チ. その他目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	技術を伴った施策を提言するには常に最新の情報を知っておく必要がある。情報システムの幅広い知見を仕入れるに当たり、当学会への入会は有効であると考える。
<領収書貼付枠> 別添 領収書 参照 2020 年度基本年会費：13,000 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	13,000 円	100%	13,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

一般社団法人 電子情報通信学会定款

(平成 23 年 5 月 28 日第 85 回通常総会議決)

(平成 24 年 10 月 18 日臨時社員総会変更)

(平成 28 年 6 月 2 日定時社員総会変更)

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人電子情報通信学会（以下、「**本会**」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術および関連事業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- イ. 機関誌の発行
 - ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催
 - ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究
 - ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定
 - ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰
 - ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業
 - ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行
 - チ. その他目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- イ. 名誉員 電子工学および情報通信に関する学問、技術または関連事業に関し特別の功績があり理事会の決議を経て推薦された者
- ロ. 正 員 電子工学および情報通信に関する専門の学識を有し、またはその技術に相当の経験を有する個人で、本会の目的に賛同する者
- ハ. 学生員 電子工学および情報通信に関係ある課程を置く学校で、この課程を履修する在學生で、本会の目的に賛同する者。ただし、大学院の在學生は正員もしくは学生員となることができる。
- ニ. 特殊員 本会の目的に賛同し、個人以外の名義で入会する者
- ホ. 維持員 本会の行う事業を援助するため入会する個人または団体で、理事会の決議を経て推薦された者

(代議員制)

2. 本会の社員は、概ね正員および正員であった名誉員（以下、「**正員等**」という。）総数の 300 分の 1 の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「**法人法**」という。）上の社員とする。（端数の取扱いについては、理事会で定める。）
3. 代議員を選出するため、正員等による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代議員は、正員等の中から選ばれることを要する。正員等は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
5. 第 3 項の代議員選挙において、正員等は他の正員等と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が代議員を選出することはできない。
6. 第 3 項の代議員選挙は、毎年 3 月までに実施することとし、代議員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任および解任（法人法第 63 条および第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
7. 代議員に欠員が生じた場合には、速やかに、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
8. 正員等は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
 - イ. 法人法第 14 条第 2 項（定款の閲覧等）の権利
 - ロ. 法人法第 32 条第 2 項（社員名簿の閲覧等）の権利
 - ハ. 法人法第 57 条第 4 項（社員総会の議事録の閲覧等）の権利
 - ニ. 法人法第 50 条第 6 項（社員の代理権証明書等の閲覧等）の権利
 - ホ. 法人法第 51 条第 4 項および 52 条第 5 項（議決権行使書面の閲覧等）の権利
 - ヘ. 法人法第 129 条第 3 項（計算書類等の閲覧等）の権利
 - ト. 法人法第 229 条第 2 項（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）の権利
 - チ. 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項（合併契約等の閲覧等）の権利
9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた責任を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正員等の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 理事会において名誉員に推薦されたものは、前項の申し込みを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

第7条 会員は、所定の機関誌の配布を受けることができる。

(経費の負担)

第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および毎年、規則で定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- イ. この定款その他規則に違反したとき
 - ロ. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - ハ. その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 前項により除名が決議されたときは、当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- イ. 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- ロ. 全ての会員が同意したとき
- ハ. 当該会員が死亡し、または会員である団体が解散したとき

ニ. 成年被後見人または被保佐人になったとき

2. 代議員たる会員が、前項および第9条、第10条の各項により、会員たる資格を喪失したときは、代議員たる地位を喪失する。

第12条 会員は、退会または除名された場合、あるいは前条により会員資格を喪失した場合、既納の金銭物件の返還を要求することはできない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- イ. 会員の除名
- ロ. 理事および監事の選任又は解任
- ハ. 理事および監事の報酬等の額またはその規程
- ニ. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ホ. 定款の変更
- ヘ. 解散および残余財産の処分
- ト. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当る。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総代議員の議決数の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- イ. 会員の除名
- ロ. 監事の解任
- ハ. 定款の変更
- ニ. 解散
- ホ. その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使・書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代議員は社員総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代議員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
3. 第1項および第2項の場合における第19条（決議）の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長および議長が指名する出席者2名以上が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- イ. 理事 20名以上30名以内
- ロ. 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を会長、1名を次期会長、4名以内を副会長とする。
3. 前項の会長および次期会長をもって法人法上の代表理事とする。
4. 会長および次期会長以外の理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、次期会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4. 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）および本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長および次期会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
3. 会長、次期会長および業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(競争利益相反取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引についての重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- イ. 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - ロ. 自己または第三者のためにする本会との取引
 - ハ. 本会が理事の債務を保証すること
 - ニ. その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない

(役員の本会に対する損害賠償責任の一部免除)

第30条 第5条第9項の規定にかかわらず、本会は、役員がその任務を怠ったことによる損害の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合においては、理事会の決議により、賠償責任額から法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を上限として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務と権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- イ. 本会の業務執行の決定
- ロ. 理事の職務の執行の監督
- ハ. 会長、次期会長および他の業務執行理事の選定および解職
- ニ. 規則の制定、変更および廃止
- ホ. 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集し、議長は会長とする。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、次期会長が理事会を招集し、議長を務める。
3. 会長あるいは前項次期会長（招集権者）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
4. 前項による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した会長、次期会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産および会計

(事業年度)

- 第 36 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第 37 条 本会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

- 第 38 条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- イ. 事業報告
 - ロ. 事業報告の附属明細書
 - ハ. 貸借対照表
 - ニ. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - ホ. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、イ号、ハ号、ニ号の各書類については、定時社員総会に提出し、イ号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- イ. 監査報告

(剰余金の処分制限)

- 第 39 条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第 40 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第 41 条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第 42 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会等

- 第 43 条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会、必要な地域に支部、必要な活動分野毎にソサイエティ（以下、委員会等という）を置くことができる。

2. 委員会等の委員は、会員および学識経験者のうちから、理事会が選任する。
3. 委員会等の任務、構成、運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

- 第 44 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
3. 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 45 条 本会の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 補 則

(委任)

- 第 46 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第 23 条および第 26 条の規定にかかわらず、次の通りとする。

会 長：安田 浩

業務執行理事：吉田 進、中嶋信生、北山研一、喜連川優、間瀬憲一、江村克己、西原明法、太田直久、小林岳彦、今井 浩、斎藤 洋、澤田 寛、本島邦明、荒川 薫、佐々木繁、酒井善則、持田侑宏、三木哲也、貴家仁志、山本博資、萩本和男、田中良明、小山二三夫、荒木純道、石田 亨、萩田紀博

監 事：村上篤道、木戸出正継

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第 5 条第 2 項から第 7 項と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。

附 則

1. 本定款の変更は、臨時社員総会（平成 24 年 10 月 18 日）の終結後、施行する。

附 則

1. 平成 28 年 6 月 2 日定時社員総会における本定款の変更は、同定時社員総会の終結後、施行する。

一般社団法人 電子情報通信学会規則

(平成 23 年 5 月 28 日第 85 回通常総会議決)

(平成 24 年 2 月 20 日理事会一部改正)

(平成 24 年 4 月 16 日理事会一部改正)

(平成 24 年 7 月 23 日理事会一部改正)

(平成 27 年 2 月 16 日理事会一部改正)

(平成 28 年 5 月 17 日改正)

(2018 年 5 月 21 日改正)

第 1 章 会員、称号及び入会

- 第 1 条 会員の種別、呼称及び資格は定款第 5 条による。
他は本規則による。
- 第 2 条 大学卒業以上、またはそれに準ずる学識または技術の経験を有すると認められる会員は正員とする。
2. 学生員であった者が、当該学校を卒業または修了したとき、これを正員とする。
 3. 正員として入会する者は、名誉員又は正員 1 名の推薦を要する。ただし、推薦者が身近にいない場合には、担当理事等が、提出された本会入会希望理由、研究分野及び略歴などの情報を参考に審査を行い、適切と判断した場合には入会申請を受け付ける。
 4. 学問・技術または関連する事業に関して継続的な貢献が認められ、本会への貢献が大きい正員に対し、事会の承認を得て会長がシニア会員の称号の証を贈呈する。シニア会員の推薦基準及び手続きは別途これを定める。
 5. 学問・技術または関連する事業に関して顕著な貢献が認められ、本会への貢献が大きいシニア会員に対し、理事会の承認を得て会長がフェローの称号の証を贈呈する。フェローの推薦基準及び手続きは別途これを定める。
 6. 名誉員は別に定める基準により、理事会の決議を経て会長が推薦し、次期の社員総会または適当な機会において推薦状を贈呈する。
- 第 3 条 文部科学省あるいは都道府県など所轄庁認可の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、及びこれらに準ずる学校に在学する会員は学生員とする。
2. 前項に掲げる各学校及び大学院に在籍する正員は、本人の申し出により学生員となることができる。ただし、いわゆる勤労学生以外で、企業、団体、学校、その他組織・機関等に所属し給与等の報酬を得ている者（社会人学生）は、学生員にはなれないものとする。
 3. 学生員として入会する者は、学生の身分を証明する書面の写しと、名誉員あるいは正員 1 名の推薦を要する。ただし、名誉員あるいは正員の推薦が困難なときは、所属する学校の教員 1 名の推薦によることができる。
 4. 第 2 条第 2 項によらず、学生員が当該学校を卒業又は修了後も、引き続き第 1 項に掲げる各学校あるいは大学院に在籍する場合は、学生の身分が継続することを証明する書面を添えて申し出ることにより、学生員を継続することができる。
- 第 4 条 (削除)

第 2 章 入会金及び会費等

- 第 5 条 入会する者は、当該会員資格の初年度年会費等、及び入会金（基本年会費の 20% に相当する額）を納め

なければならない。入会は毎月 1 日付とする。ただし、次の場合は入会金を免除できる。

- イ. 学生員として入会する者
 - ロ. 理事会が認めた他学会の会員である者
 - ハ. 特別な事情があると理事会が認めた者
2. 購読会員、維持員の入会金はこれを要しない。
3. 年会費等には、基本年会費、第 7 条に規定するソサイエティ追加登録費及びグループ追加登録費、並びに別途規定する本会刊行物オンライン版の購読オプション料等が含まれる。これらは、入会時期、追加登録時期、あるいは購読オプション開始時期等によらず、一律とする。
4. 年会費等に対する各種割引制度は、個別に理事会で認めた場合を除いて、基本年会費のみに適用するものとし、会員にとって最も有利な割引 1 つだけを適用する。
- 第 6 条 年会費等と配布機関誌は次のとおりとする。

イ. 正員

正員としての基本年会費は 13,000 円とする。正員には会誌（冊子体及びオンライン版）が配布され、また希望する一つのソサイエティに登録され、その論文誌（オンライン版）が配布される。ただし、学生員が卒業等で学生員から正員に移行する場合に、基本年会費を卒業等の後 2 年間に限り半額に割り引く（博士課程修了の者は除く）。

なお、外国籍を有しかつ海外に在住する正員が、会誌（冊子体）の配布を希望しない場合の基本年会費は 7,000 円とすることができる。また、外国籍を有しかつ海外に在住する正員の基本年会費について、シスターソサイエティ協定等に基づく割引をすることができる。

ロ. 学生員

学生員としての基本年会費は 4,500 円とする。学生員には会誌（オンライン版）が配布され、希望する場合は会誌（冊子体）も配布される。また希望する一つのソサイエティに登録され、その論文誌（オンライン版）が配布される。

なお、外国籍を有しかつ海外に在住する学生員が、会誌（冊子体）の配布を希望しない場合の基本年会費は 2,000 円とすることができる。また、外国籍を有しかつ海外に在住する学生員の基本年会費について、シスターソサイエティ協定等に基づく割引をすることができる。

ハ. 購読会員

基本年会費を 20,000 円とし、希望する者に会誌（冊子体）が配布される。また、会誌、論文誌、その他本会刊行物のオンライン版の少なくとも 1 つ以上を、別途定めるオプション料金で購読するものとする。

- 二. 維持員
1口45,000円とし、所定の機関誌が配布される。
- ホ. 外国籍を有する正員、学生員に対してその居住する国または地域によって、基本年会費を50%減額する支援を与えることができる。対象国、地域等の設定については別途定める。
- ヘ. 名誉員、正員、及び学生員は、会誌及び論文誌以外で、本会が提供する本会刊行物のオンライン版を、別途定めるオプション料金で購読できるものとする。
- 第7条 名誉員、正員、及び学生員は、いずれかのソサイエティに属さなければならない。また、希望により他のソサイエティに追加登録することができる。
- イ. 正員
ソサイエティあたりの追加登録費（年会費）は3,500円とする。
- ロ. 学生員
ソサイエティあたりの追加登録費（年会費）は2,000円とする。
2. グループに参加するものは、グループの定める追加登録費（年会費）を納めるものとする。
3. 年度途中では、ソサイエティの追加登録あるいはグループへの登録のみが可能であり、これらの登録削除やソサイエティの登録入替は出来ないものとする。
- 第8条 名誉員及び退任した会長は、会費を要しない。
2. 当該年度において年齢が満70歳以上の者で、継続しての在籍年数と年齢の和が110に達し、本人が11月末日までに申請した場合は、理事会の承認を得て翌年度からの基本年会費を免除する。なお、該当する会員を終身会員と称し、その証として正員（終身）等と記した会員証を贈呈する。ただし、申請時に当年度基本年会費の未納があってはならない。なお、会誌（冊子体）は、希望する終身会員に対して有償（年額3,000円）で配布することとする。
3. 当該年度において年齢が満65歳以上で、かつ継続しての在籍年数が20年以上の者が年金以外に収入がなく、本人が11月末日までに申請した場合は、理事会の承認を得て翌年度から3,000円の基本年会費の減額を認めることができるものとする。ただし、申請時に当年度基本年会費の未納があってはならない。
4. 災害罹災を含め、その他特別の事情がある場合は、理事会の承認に基づき年会費等の減額あるいは免除をすることができる。
- 第9条 維持員を除く会員が納める年会費等は年額の前納を原則とし、複数年分を一括納入することもできる。
2. 同一組織等に所属する5人以上の名誉員、正員及び学生員が、あらかじめ責任者を定め、その責任者によって年会費等の納入、機関紙の配本等の事務手続きを一括して行う場合は、グループ扱いとすることができる。グループ扱いに関する細則については、別途定める。
3. 年会費等に過払いがあった場合、原則として翌年度以降の年会費等に充当し、返金は行わない。ただし、定款第9条に基づく任意退会時には、手数料3,000円を控除して残額がある場合、その残額を返金する。
- 第10条 年会費等の滞納が3か月以上に及ぶときは、当該年会費等が完納されるまで、機関誌の配布停止を含め対応する会員の各種権利を停止する。
2. 停止した機関誌は、年会費等を完納した場合でも、配

布を受けられないことがある。

- 第11条 基本年会費の滞納が1か年以上に及ぶときは、会員資格を喪失する。
- 第12条 会員資格を喪失した者で、再入会を希望する者は理事会の決議を経て、再入会を認めることがある。
2. 前項において、定款第9条に基づいて任意退会した者は、随時再入会を認めることができる。その場合において、会員でなかった期間の基本年会費相当額を全額支払ったときは復会として扱うものとし、復会した者は会員でなかった期間も継続して会員であったものとみなす。
3. 第1項において、定款第11条第1項イ号により会員資格を喪失した者は、過去の会費支払い義務不履行に対して別途定める追徴金を支払うことにより、再入会を認めることがある。その場合において、会員でなかった期間の基本年会費相当額を全額支払ったときは復会として扱うものとし、復会した者は会員でなかった期間も継続して会員であったものとみなす。
- 第13条 年会費等は、年額1回納入とし、分割納入は出来ないものとする。なお、複数年分を一括納入することもできる。

第3章 役員、代議員

- 第14条（削除）
- 第15条 次期会長は、次年度に会長となる候補者となり、会長を補佐する。任期は、原則として、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、理事としての任期は定款第26条による。
- 第16条 次期ソサイエティ会長は、次年度にソサイエティ会長となる候補者となり、ソサイエティ会長を補佐する。本条でのソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長の役職に関する事項は、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの当該役職に関するものであり、役職毎の任期は、原則として、それぞれ選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、理事としての任期は定款第26条による。
- 第17条 副会長として、学術強化並びにそれらを活用した増収施策などに関連する事項の担当（学術強化担当と言う）と、学会運営・組織強化並びに学会財務などに関する事項の担当（学会運営・組織強化担当と言う）を置き、各2名ずつで分担する。
- 第18条 会長、次期会長及び副会長を除く理事の職務分担は、次のとおりとする。本条のソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長に関する規定は、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの当該役職に適用される。
- | | |
|------------|--------------------|
| 総務 | 庶務、及び他理事の所掌に属さない事項 |
| 会計 | 会計に関する事項 |
| 編集 | 編集に関する事項 |
| 企画 | 企画研究に関する事項 |
| 調査 | 調査研究に関する事項 |
| ソサイエティ会長 | ソサイエティに関する事項 |
| 次期ソサイエティ会長 | ソサイエティに関する事項 |
| 編集長 | 編集に関する事項 |
| 企画戦略室長 | 政策・運営に関する事項 |
| 規格調査会委員長 | 規格調査に関する事項 |
- 第19条 定款第5条第2項から7項に定める代議員を選出するための選挙細則は、理事会の決議を経て、別途定める。

2. 代議員は会員を代表して社員総会の構成員となり、審議に参画し、議決権を行使する。

第4章 編集長、企画戦略室長、規格調査会委員長及び事務局

- 第20条 編集長は定款第4条イ号及びト号に係る事業を企画、実行するため必要な委員会を組織し主宰する。
2. 編集長は、編集理事と協議して編集に係る諸規程の起案または改訂案を作成し、これを理事会に発議する。
3. 会長は、理事会の決議を経て、編集を分担する理事を補佐するため、編集特別幹事を置くことができる。
- 第21条 企画戦略室長は本会の政策・運営に関する事項を検討し、これを理事会に発議する。
- 第22条 規格調査会委員長は、定款第4条ハ号及びニ号を実行するために、必要な事業計画を立案し、実行するための規格調査会を組織し主宰する。
2. 規格調査会委員長は、調査理事と協議し、規格調査に係る諸規程の起案または改訂案を作成し、これを理事会に発議する。
- 第23条 会長は、理事会の決議を経て、事務局長を任免する。事務局長は会長の命を受け、事務局の組織、人事を管掌する。
- 第24条 事務局長及び職員は有給とする。
- 第25条 本会の活動に係る重要事項に関し、業者等との役務の提供を受ける契約を行うときは、事務局長がその企画・立案を行い、担当理事の了承のもとに理事会においてその承認を受ける。

第5章 役員候補者の選挙

- 第26条 役員候補者の選挙は、別に定める手順により提出期日までに投票することを要する。
- 第27条 役員候補者の選挙の投票の開票及びその計算は、会長の責任において行い、各得票数を決定する。
- 第28条 当選者は、得票数により会長が決定する。
2. 得票が同数である場合は、年長順によって当選者を決定する。
- 第29条 会長は、当選した役員候補者に対し、その旨を通知して、社員総会以前に役員候補者としての承諾を求める。

第6章 委員会

- 第30条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て必要な委員会をおくことができる。
- 第31条 前条による委員会に委員長を置く。
2. 委員長は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 第32条 委員長は、理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。
- 第33条 委員会に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

第7章 事業計画及び収支予算、事業報告及び決算

- 第34条 次年度の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに理事会の承認を得ることを要する。
- 第35条 当該年度の事業報告及び決算については、毎年定時社員総会前の理事会に提出することを要する。

第8章 大会及び講演会、講習会等

- 第36条 本会は、単独または他の学会と連合して毎年1回以上大会を開く。ただし、理事会の決議により休会することができる。
- 第37条 各ソサイエティならびにグループは、単独もしくは他のソサイエティならびにグループまたは他の学会と連合して毎年1回以上ソサイエティ大会またはグループ大会、あるいは各ソサイエティまたはグループで定めるこれに代わる大会を開く。ただし、当該ソサイエティならびにグループの最高決議機関の決議により休会することができる。
- 第38条 本会または本会の各ソサイエティ、グループ、その他の委員会は、単独または他の関係団体と連合して、講演会、討論会、講習会、研究発表会等を開催できる。その開催にあたっては、予算等について理事会または各ソサイエティならびにグループの最高決議機関の承認を必要とする。
2. 前項の会合は、機関誌その他の方法により、会員に通知する。

第9章 機関誌、図書

- 第39条 会誌、論文誌（オンライン版）ならびに定期的に発行する印刷物及び印刷以外の媒体による発行物を機関誌という。
- 第40条 毎月1回会誌を発行して、会員に配布し、また一般に販売する。
- 第41条 各ソサイエティは論文誌（オンライン版）を発行して、当該ソサイエティの会員に配布し、また一般に販売する。
- 第42条 必要に応じ、電子工学及び情報通信に関する学理または応用に関する専門図書（印刷物及び印刷以外の媒体による発行物）を編集し、刊行する。
- 第43条 次のものに機関誌及び本会刊行の図書等を寄贈する。
- イ. 国立国会図書館
- ロ. その他理事会の決議によって定めたもの
- 第44条 理事会の決議により、国内外の次のものと機関誌等の交換を行うことができる。
- イ. 電子工学及び情報通信に関する学科を有する大学
- ロ. 電子工学及び情報通信に関する研究所
- ハ. 関係学協会
- ニ. その他特に必要ある文献の刊行者

第10章 謝礼、謝金及び経費

- 第45条 本会に金銭または物件を寄付したのものには謝状を贈呈する。
- 第46条 本会の主催する講演会の講演者、機関誌への寄稿者、刊行図書の執筆者等に対しては、別に定める基準により謝礼を贈呈することができる。
2. 本会の会議及び集会に出席した者に対し、別に定める基準により、交通費等の必要経費の一部を支給することができる。
3. 本会が主催し、または共催する研究会、国際会議、委員会等に出席した者に対し、謝金または交通費等の必要経費の一部を別に定める基準に従い、各委員会、組織、会合等の開催責任者たる長の判断で支給すること

- ができる。
4. その他理事会において必要と認められた場合に謝礼を贈呈することができる。

第11章 表彰、奨励

- 第47条 電子工学及び情報通信に関する学術、または関連事業上特別の功労があった者、または重要な発明をなした者は、理事会の決議により表彰する。
- 第48条 電子工学及び情報通信に関する特に優れた学術論文の著者は、理事会の決議により表彰する。
- 第49条 電子工学及び情報通信に関する学問及び技術の有益な研究をなす者には、理事会の決議により奨励賞等を贈呈する。

第12章 会計

- 第50条 毎月の収支状況及び資金現在高は、会計理事がこれを掌握し、四半期ごとにまとめて理事会に報告する。
- 第51条 各ソサイエティ及びグループの財務状況は、各ソサイエティの会長及びグループの長がこれを掌握し、四半期ごとに当該会計責任者が会計理事に報告する。会計理事はこれを理事会に報告する。
2. 理事を選出する資格を持たないソサイエティについては、前項の規定は、当該ソサイエティと共同運営を行う理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの会長の責任とする。
- 第52条 会計事務を引継ぐときは、会長が引継調書を作成の上、監事の承認を受け、これを次期会長に引継ぐものとする。ソサイエティ及びグループにおいても同様とする。
- 第53条 本会の会計処理は、法令、定款、本規則及び公益法人会計基準等に基づき、別に定める会計処理規程による。

第13章 支部

- 第54条 各支部に、次の支部運営委員を置く。
- イ. 支部長 1名
- ロ. 支部庶務幹事 2名
- ハ. 支部会計幹事 2名
- ニ. 支部委員 若干名
- なお、上記に加えて次期支部長1名を置くことができる。
- 次期支部長は次年度に支部長となる候補者となり、役職毎の任期は、原則として、それぞれ1年とし、委員としての任期は通算2年とする。
2. 支部委員数は、理事会の決議によって会長が定める。
- 第55条 支部長は、支部運営委員会を招集してその議長となる。
2. 支部長は、支部の事務を統括する。
3. 支部長に事故があるときは、支部長があらかじめ指名した支部幹事、または支部委員がその職務を代行する。
- 第56条 幹事は、支部長の命を受け、支部の事務の執行を補助する。
- 第57条 支部に関する規程は、支部において定め、理事会の承認を得るものとする。
- 第58条 支部運営委員候補者の選出方法、任期等は、支部において定める。
2. 支部運営委員候補者は3月末日までに選出し、理事会

において承認を得るものとする。

- 第59条 支部は理事会承認を経た収支予算書に基づき、支部事業計画を遂行するものとし、決算時に清算することにより、繰越金を保有しない。
- 第60条 支部長は、毎年2月中に次年度の事業計画案及び収支予算案を、また毎年4月末日までに前年度の事業報告及び決算書類を、会長に提出するものとする。

第14章 ソサイエティ等

- 第61条 ソサイエティに関する規程は、ソサイエティにおいて定め、理事会の承認を得るものとする。
- 第62条 ソサイエティ会長は、ソサイエティの会務を総理し、ソサイエティを代表する。
2. ソサイエティ会長に事故があるときは、次期ソサイエティ会長がその職務を代行する。
- 第63条 ソサイエティ委員候補者の選出方法、任期等は、ソサイエティにおいて定める。
2. ソサイエティ委員候補者は3月末日までに選出し、理事会において承認を得るものとする。
- 第64条 ソサイエティは理事会承認を経た収支予算書に基づき、ソサイエティ事業計画を遂行するものとする。
- 第65条 ソサイエティ会長は、毎年2月中に次年度の事業計画案及び収支予算案を、また毎年4月末日までに前年度の事業報告及び決算書類を、会長に提出するものとする。
2. 理事を選出する資格を持たないソサイエティの次年度の事業計画案及び収支予算案に関しては、前項の規定は、当該ソサイエティと共同運営を行う理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの会長の責任とする。
- 第66条 ソサイエティに準ずる研究集団として、理事会の決議を経てグループを置くことができる。
- 第67条 グループに関する規程は、グループにおいて定め、理事会の承認を得るものとする。

第15章 補則

- 第68条 本規則の改廃は、理事会が行う。
- 第69条 各種の規程は、理事会の決議を経ることを要する。

付 則

1. この規則は、一般社団法人電子情報通信学会設立の登記の日から施行する。

付 則

1. この規則の改正は、平成24年度会費から適用する。

付 則

1. この規則の改正は、平成24年7月23日から適用する。
2. 但し、第2条第5項（フェロー称号贈呈）について、平成27年までは、正員を対象とすることができる。

付 則

1. 平成27年2月16日の改正は、改正日から施行し、平成26年10月1日に遡及して適用する。

付 則

1. 平成28年5月17日の改正は、改正日から施行する。
2. 平成28年度の体制においては、新任副会長2名（在京／地方選出）は、在京選出副会長は学術強化を、地方選出副会長は学会運営・組織強化を担務する。

-
3. 下記の変更については、平成 28 年 6 月 2 日開催予定の定時社員総会における准員廃止の定款変更の承認を停止条件とする。
- ・第 4 条：削除
 - ・第 6 条：ハ号の削除，ヘ号の「准員」削除，二号・ホ号・ヘ号の号記号変更
 - ・第 7 条：ハ号の削除，二号の「准員」削除と号記号変更

付 則

1. 2018 年 5 月 21 日の改正は改正日から施行するものとし、下記第 2 項に示すものを除き施行日から適用する。
2. 本改正により、会員種別、会員サービス及び年会費等に関する条件変更があるもののうち、2018 年度中は移行期間となるものについては、2018 年度は本改正前の各条件で継続運用するものとし、適用は 2019 年 4 月 1 日からとする。

整理番号 4-5

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知 駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページの作成・運用		
2.27 年月日	令和 2 年 5 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	金額	9,478 円

目的	自身の政策や活動を報告するためのホームページ作成・運用依頼
使途	年間 管理・維持費 (運用費は 2020/05～2021/03 分)
政務活動・ 県政との 関連性	県民に活動を広報するツールとして
<<領収書貼付枠>> 別添領収書 参照	
契約期間(2020/05～2021/04)のうち 2020/05～2021/03までを 請求する。 $10,340円 \times \frac{11}{12} = 9,478円$	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	9,478 円	100%	9,478 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号		
02	02	09			052
銀行番号	店番号	科目	口座番号		
お取扱店	お取引内容	お取引金額			
J352	お引出し	¥9,900			
お取扱枚数	*****				
	おつり	残高			

手数料	時刻	お取扱い		できない場合	
割引	¥440	16:47	00:36		
お振込先 店名 口座 宛先 氏名	ハマツイワタシンキン カカワ 普通 2006830 シンカイ トシカス 様 フチ シュンイチ 様 TEL053-523-2282				

請求書

〒431-1304
 静岡県浜松市北区細江町中川7172-698
 ラトゥール101
 良知 駿一

売上日 2020年01月31日

No. 00001143

Space BOGGY

〒431-1304
 静岡県浜松市北区細江町中川6640-20
 TEL 053-522-3346 FAX 053-543-4067

TEL 053-523-7400 FAX 053-523-7401



商品コード / 商品名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
ホスティング費用	12	月	500	6,000	2020 5/1~4/30	
ドメイン年間維持費	1	年	3,000	3,000	2020 5/1~4/30	
	税抜額	9,000	消費税額	900	合計	9,900

<お振込先>
 浜松いわた信用金庫 中川支店 (普) 2006830
 シンカイトシカズ
 備考:

整理番号	4-6
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和 2年 4月 1日~令和 2年 4月 30日	金額	30,225 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	賃借料 (4月分)
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 参照 3/27	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	60,450 円	1/2	30,225 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1. 普通預金のお取引 (兼お借入明細)

ページ 000159

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
0003208	課税		千円

令和 2年 3月分

年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差引残高	備考
2-03-03	BF	23,328			シャープファイナンス
2-03-23	BF	930			NKS. コウト クリヨウ
2-03-23	BF	3,661			S MBC(キヤノン
2-03-26	BF	11,951			新聞代
2-03-27	BF	60,450			S MBC(インサイト
2-03-27	BF	39,204			オリコ

※表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。

001 1001 0402-L01 0095750# 00095773 . 0002-0002 H****



整理番号	4-7
------	-----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

780 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務機器リース代 (4月分)		
年月日	令和 2年 4月 1日~令和 2年 4月 30日	金額	11,664 円

目的	事務所の事務機器 (複合機・PC周り) リース代
使途	リース代
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 参照 4/3 リース代: 23,328 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	23,328 円	1/2	11,664 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

(全23件) 並び替え: 通帳 | 日付 逆昇 又は

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
001	2020年04月03日分	23,328円			出金	ソノブイリス	[振込]
[Redacted]							
001	2020年04月22日分	930円			出金	NKS.ソノブイリス	[振込]
001	2020年04月23日分	2,284円			出金	SMBC(株)	[振込]
[Redacted]							
006	2020年04月27日分	12,271円			出金	ソノブイリス	[振込]
007	2020年04月27日分	60,450円			出金	SMBC(株)	[振込]
008	2020年04月27日分	39,204円			出金	初	[振込]
[Redacted]							

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

05月08日 06時00分時点

前ページ 次ページ

整理番号	4-8
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 7 4 - 0 0 3

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査 (議員総会)		
年 月 日	令和 2 年 4 月 3 日~令和 年 月 日	金 額	4,000 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・ <input checked="" type="checkbox"/> 会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使 途 (該当項目に丸印)	<input checked="" type="checkbox"/> 交通費・ <input type="checkbox"/> 宿泊費・ <input type="checkbox"/> 駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別添 利用証明書 参照 浜松SAスマート—静岡SAスマート 1,710 円 静岡—浜松西 2,290 円 1,710 円+2,290 円=4,000 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,000 円	100 %	4,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 浜松SAスマート
料金所(至) 静岡SAスマート

20年 4月 3日
10時10分

通行料金 ¥1,710-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号
A13004-037725-406533



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 静岡
料金所(至) 浜松西

20年 4月 3日
18時17分

通行料金 ¥2,290-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号
A13004-037725-407838



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

整理番号	4-9
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入 (折りたたみデスク)		
年月日	令和 2年 4月 7日~令和 年 月 日	金額	2,531 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照 折りたたみデスク 1,843 円 折りたたみデスク(スリム) 1,380 円×2=2,760 円 1,843 円+2,760 円=4,603 円 外税額 10% 460 円 4,603 円+460 円=5,063 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	5,063 円	1/2	2,531 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ニトリ



詳しくはこちら

ラフレ 三宮

営業時間 9:30-20:00

各種お問い合わせはモバイルから
もご覧頂けます

電話受付時間10:00~20:00

0120-014-210 ニトリセンター

(携帯からは0570-064-210迄)

<領収書>

2020年04月07日(火)14:54

従業員:7068034

✓ガリタミテスク フレッタ DBR ¥1,843
 87608298
 ✓ガリタミテスク フレッタ スリム DBR ¥2,760
 (@1,380 × 2個)
 87608267
 カトケイ マル MBR ¥1,843
 81726233
 セッコウボード ヨトケイワック 5kg ¥231
 81423279
 アルカリコンテナ タン3がタ ¥95
 83702860

小計 6点 ¥6,772
 (外税対象 ¥6,772)
 外税額 10% ¥677

合計 ¥7,449
 ICクレジット ¥7,449
 決済合計 ¥7,449
 お釣り ¥0
 会員番号 XXXXXXXX

*****ホイント*****

今回ポイント 67P
 -----今回ポイント明細-----
 通常ポイント 67P
 (対象額 ¥6,772)

利用ポイント 0P
 前日確定ポイント 705P
 累計ポイント 772P

本年失効ポイント 624P
 本年失効日は12月31日です

ニトリの返品交換サービス

返品交換は14日以内にシートと商品をご持参ください

(カーペット、開封後の衛生用品・消耗品は返品対象外となります)

お客様の声をお聞かせ下さい



下記アンケート番号を
 ご確認の上、インター
 ネットのアンケートに
 ご協力をお願い致します

アンケート番号:7068034

[クレジットカードご利用票] (お客様控え)

伝票番号 03103
 カード会社 IC AMEX CARD
 会員番号 *****
 有効期限 ****年**月
 承認番号 0000078
 お取扱日 2020年04月07日
 取引金額 ¥7,449
 取引内容 売上
 支払区分 10:一括
 商品コード 00990
 端末番号 6398105088003

店コード:05088

レジN o:0003

取引通番:0087



店コード:05088

レジN o:0003

取引通番:0087

整理番号	4-10
------	------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査 (議員総会)		
年月日	令和 2年 4月 10日~令和 年 月 日	金額	3,420 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・ <input checked="" type="checkbox"/> 会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	<input checked="" type="checkbox"/> 交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別添 利用証明書 参照 浜松SAスマートー静岡SAスマート 1,710 円 静岡SAスマートー浜松SAスマート 1,710 円 1,710 円×2=3,420 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,420 円	100 %	3,420 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 浜松SAスマート
料金所(至) 静岡SAスマート

20年 4月10日
10時56分

通行料金 ¥1,710-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号

A14004-101430-133234



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 静岡SAスマート
料金所(至) 浜松SAスマート

20年 4月10日
18時22分

通行料金 ¥1,710-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号

A14004-101430-134430



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

整理番号 4-11

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 2年 4月 17日~令和 年 月 日	金額	3,420 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・ <u>地元要望活動</u> ・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	<u>交通費</u> ・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 <input type="checkbox"/> 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別添 利用証明書 参照 浜松SAスマート—静岡SAスマート 1,710 円 静岡SAスマート—浜松SAスマート 1,710 円 1,710 円×2=3,420 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,420 円	100 %	3,420 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 浜松SAスマート
料金所(至) 静岡SAスマート

20年 4月17日
9時15分

通行料金 ¥1,710-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号

A15004-175491-960237



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

046

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 静岡SAスマート
料金所(至) 浜松SAスマート

20年 4月17日
15時24分

通行料金 ¥1,710-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号

A15004-175491-961631



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

整理番号 4-12

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

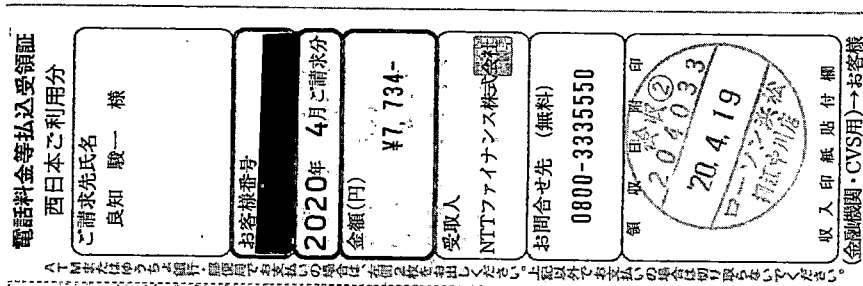
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費) 事務所費・人件費		
内容	電話代 (4月請求分)		
年月日	令和2年2月1日~令和2年3月31日	金額	3,867円

目的	事務所電話代
使途	電話代 (R2.2~R2.3月分)
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

別添 払込受領書・請求内訳 参照

4/19



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	7,734円	1/2	3,867円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請求書 (西日本ご利用分)

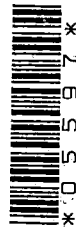
431-1304
 浜松市北区細江町中川7-172-698

郵便区内特別

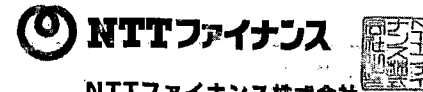
ラトール 101号
 良知 駿 様



020042101046992079



05636



NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年 4月17日発行
 発行会社 NTTファイナンス株式会社
 料金センター
 お問い合わせ 0800-3335550 (無料)
 [還付先]
 〒461 名古屋市長区東桜1-14-11
 -0005 D.P.スクエア東桜8F
 社用コード M22021211001 05636 05597 00 E
 61.000000.1.0 20040301E

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
[REDACTED]	2020年 4月ご請求分	7,734円	2020年 4月30日(木)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT西日本分ご請求額 7,734円
 (合計) 7,734円
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
 各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
 ※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***
 フレッツ光の割引サービス (光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
 割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
 なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
 詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
 Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
3月分			
◇NTT西日本ご利用分			
3,902	2,600	フレッツ 光ライト M利用料 2月 1日～ 2月29日	合 算
	-400	フレッツ あつと割引 2月 1日～ 2月29日。フレッツ あつと割引の割引料金です。	合 算
	500	ひかり電話 (基本料) 2月 1日～ 2月29日 電話番号は [REDACTED]	合 算
	400	ナンバーディスプレイ使用料 2月 1日～ 2月29日	合 算
	200	複数チャンネル使用料 2月 1日～ 2月29日	合 算
	100	追加番号使用料 2月 1日～ 2月29日	合 算
	128	ひかり電話 (通話料) 2月 1日～ 2月29日	合 算
	16	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 2月 1日～ 2月29日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料 2月 1日～ 2月29日 2番号分	合 算
	354	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	3,902	(小計)	
4月分			
◇NTT西日本ご利用分			
3,832	2,600	フレッツ 光ライト M利用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	-400	フレッツ あつと割引 3月 1日～ 3月31日。フレッツ あつと割引の割引料金です。	合 算
	500	ひかり電話 (基本料) 3月 1日～ 3月31日 電話番号は053-523-7400	合 算
	400	ナンバーディスプレイ使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	200	複数チャンネル使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	100	追加番号使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)

※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)

※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)

※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2020 年 4 月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 4410-1699-33782)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	80	ひかり電話 (通話料) 3月 1日~ 3月31日	合算
	4	ユニバーサルサービス料 3月 1日~ 3月31日 2番号分	合算
	348	消費税等相当額 (合計) のご請求となります。 合算表示の料金合計×1.0%	
◇NTT西日本分 (小計)	3,832	(小計)	
◇合計	7,734	合計 2か月分のご請求額です。	

整理番号	4-13
------	------

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査 (議員総会)		
年月日	令和 2年 4月 20日~令和 年 月 日	金額	3,420 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・ <u>会派内調整打合せ</u> ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	<u>交通費</u> ・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別添 利用証明書 参照 浜松SAスマートー静岡SAスマート 1,710 円 静岡SAスマートー浜松SAスマート 1,710 円 1,710 円×2=3,420 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,420 円	100 %	3,420 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 浜松SAスマート
料金所(至) 静岡SAスマート

20年 4月20日
9時24分

通行料金 ¥1,710-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号

A15004-205491-962139



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービ
スで印字されたものです。

046

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 静岡SAスマート
料金所(至) 浜松SAスマート

20年 4月20日
18時54分

通行料金 ¥1,710-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号

A15004-205491-962931



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービ
スで印字されたものです。

046

整理番号	4-14
------	------

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

777 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー機使用料		
年月日	令和 2年 2月 15日~令和 2年 3月 13日	金額	1,142円

目的	資料等のコピー
使途	令和2年3月請求分コピー料
政務活動・ 県政との 関連性	調査活動、県政関連資料などの作成。
<<領収書貼付枠>> 別添 預金通帳コピー 請求書 参照 引き落とし日 (4/23)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	2,284円	1/2	1,142円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

(全23件) 並び替え: 番号 | 日付 | 金額 | 差引

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
001	2020年04月03日分	23,328円			出金	ｼﾞﾝﾌﾞﾌﾞｲﾝ	[振替]
001	2020年04月22日分	930円			出金	NKS.ｼﾞﾌﾞﾌﾞ	[振替]
001	2020年04月23日分	2,284円			出金	SMBC(株)	[振替]
006	2020年04月27日分	12,271円			出金	ｼﾞﾝﾌﾞﾌﾞ	[振替]
007	2020年04月27日分	60,450円			出金	SMBC(株)	[振替]
008	2020年04月27日分	39,204円			出金	初	[振替]

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

05月08日 06時00分時点

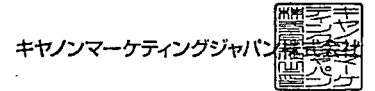
前ページ 次ページ

ご請求書 (お引落のお知らせ)



2020年03月16日

良知駿一事務所 御中



いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2020年04月23日

お引落口座：[Redacted]

お客様番号：[Redacted]
請求書No.：58263496
締日：2020年03月分
ご請求額 (税込)：¥2,284-

契約書No. [Redacted] 設置先名 良知駿一事務所
製品名 IR-ADVC3520F-3 シリアルNo. [Redacted]

品名	今回値	前回値	請求期間	控除数	ご使用数	伝票No.
1 カラーコピー	20	20	2020/02/15~2020/03/13	0	0	[Redacted]
2 カラープリント	636	556		0	80	
3 ブラック	2,844	2,587		2	255	
品名	カウンター保守料金		数量・月数	単価	金額	
1	カラーコピー		0	18.00	0	
2	カラープリント		80	18.00	1,440	
3	ブラック		255	2.50	637	
<各種サービス料金合計>					料金合計 (税抜)	2,077
					(10%対象)	2,077
					消費税等	207
					ご請求額合計	2,284

#...非課税または免税 / *...軽減税率対象品目 / X...全額ご入金済 / R...一部ご入金済

整理番号 4-15

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	[REDACTED]
----	-------	------	-------	-----	-------	------------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (2020年4月分)		
年月日	令和2年4月1日~令和2年4月30日	金額	930円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

良知駿一様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

*印は税率8%

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

930円

2020年4月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党西部地区委員会
〒433-8122
浜松市中区上島 2-13-17
TEL 053-474-2145

領収日 4/25 報告者 [REDACTED]

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	930円	/	
		100%	930円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-16

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (2020年4月分)		
年月日	令和2年4月1日~令和2年4月30日	金額	12,271円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

別添 領収証 参照

領収証 (口座振替)

支店 01 区域 042 店路 No. 019 良知駿一 101 振様

品名	部数	金額(円)	備考	領収金額 (含消費税)
※静岡新聞	1	3,300		12,271 円
※日本経済新聞朝刊	1	4,250		
※日刊工業新聞	1	4,721		
10%対象 0 (内消費税 0)				2020年04月分
8%対象 12,271 (内消費税 909)				領収致しました。
				年 月 日

株式会社 ニュ 細江
浜松市北区細江町中川543



本店 053-522-0261

係

ご購読ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	12,271円	100%	12,271円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	4-17
------	------

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知 駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 (事務所費)・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和 2年 5月 1日~令和 2年 5月 31日	金額	30,225 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	賃借料 (5月分)
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》
別添 通帳コピー 参照 4/27

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	60,450 円	1/2	30,225 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座 XXXXXXXXXX

(全23件) 並び替え: [日付](#) | [金額](#) | [日付](#) | [金額](#) | [日付](#) | [金額](#)

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
001	2020年04月03日分	23,328円			出金	ネットバンク	[編集]
[Redacted]							
001	2020年04月22日分	930円			出金	NKS.ネット	[編集]
001	2020年04月23日分	2,284円			出金	SMBC(ネット)	[編集]
[Redacted]							
006	2020年04月27日分	12,271円			出金	ネットバンク	[編集]
007	2020年04月27日分	60,450円			出金	SMBC(ネット)	[編集]
008	2020年04月27日分	39,204円			出金	初	[編集]
[Redacted]							

(CSVファイルでダウンロード)

05月08日 06時00分時点

前ページ 次ページ

整理番号 4-18

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知 駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (令和2年4月分)		
年 月 日	令和 2年 4月27日~令和 年 月 日	金 額	19,402 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	
<p>《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 参照</p> <p>月額リース代 39,204 円のうち、対象外経費(自動車重量税)を除いた 38,804 円(※)の 1/2 相当額を請求する。</p> <p>38,804 円 × 1/2 = 19,402 円</p> <p>※リース料支払総額 3,293,136 円 - 対象外経費(自動車重量税) 33,600 円 = 3,259,536 円 3,259,536 円 ÷ 84 回分割 = 38,804 円</p>	

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	38,804 円	1/2 %	19,402 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座 引佐支店

(全23件) 並び替え: 番号 | 日付 | 差引 | 差引

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
001	2020年04月03日分	23,328円			出金	ｼﾞﾌﾞﾌﾞ	[編集]
[Redacted]							
001	2020年04月22日分	930円			出金	NKS.ｼﾞﾌﾞﾌﾞ	[編集]
001	2020年04月23日分	2,284円			出金	SMBC(ｷﾞﾌﾞ)	[編集]
[Redacted]							
006	2020年04月27日分	12,271円			出金	ｼﾞﾌﾞﾌﾞ	[編集]
007	2020年04月27日分	60,450円			出金	SMBC(ｷﾞﾌﾞ)	[編集]
008	2020年04月27日分	39,204円			出金	初	[編集]
[Redacted]							

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

05月08日 06時00分時点

前ページ



次ページ

整理番号 4-19

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー

780 - 004

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	942.5	18円 × ^{942.5} 780.7 km	16,965

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 良知駿一

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	円	%	円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
4/1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 21, 22, 23, 24, 26, 27, 29, 30	自宅—事務所 (往復・900m)	自宅—事務所 (往復)	22.5
4/3	議員総会	自宅—県庁— (浜松西 IC) — 自宅	169
4/7	地元要望 活動	事務所—北区役所 (往復)	9.0
4/9	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元要望 活動 ● 新型コロナ 影響調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所—北区役所—北 消 防 署 — 事 務 所 (11.5km) ● 事務所—細江町中川地 内 事 業 者 — 自 宅 (0.8km) 	12.3
4/10	議員総会	自宅—県庁 (往復)	157.4
4/14	地元要望 調査	事務所—奥浜名湖観光協会 (往復)	9.6
4/15	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナ 影響調査 ● 箇所付け 現場確認 	事務所—引佐町井伊谷地内 事業者—引佐町井伊谷地内 箇所付け現場—引佐町花平 地内 箇所付け現場—引佐町 東黒田地内 事業者—引佐町 西久留米木地内 箇所付け現 場—引佐町川名地内 事業者 —引佐町四方浄地内 事業者 —事務所	56.1
4/16	新型コロナ 影響調査	事務所—東区上西町地内 事 業者—浜北区貴布祢地内 事 業者—事務所	32.2
4/17	地元要望 調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅—県庁 (往復) (157.4km) ● 事務所—奥浜名湖観光 協会—奥浜名湖展望公 園 (要望現場) (往復) (21.8km) 	179.2
4/18	新型コロナ 影響調査	事務所—東三方町地内 事業 者 (往復)	11.8
4/19	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元要望 調査 ● 新型コロナ 対策活動 	事務所—湖西市横山地内— 三ヶ日協働センター—事務 所	43.9
4/20	議員総会	自宅—県庁 (往復)	157.4
4/21	県政報告ラジオ 収録	事務所—中区肴町地内 駐車 場 (往復)	25.4

4/22	新型コロナ 影響調査	事務所—初生町地内 事業者 (往復)	16.0
4/23	新型コロナ 影響調査	事務所—細江町中川地内 事業者 (往復)	5.2
4/24	浜松市議会議員との意見交換	事務所—浜松市役所 (往復)	24.6
4/26	新型コロナ 影響調査	事務所—細江町中川地内 事業者 (往復)	7.0
4/27	新型コロナ 影響調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所—細江町気賀地内 事業者 (往復) (2.8km) ● 事務所—細江町中川地内 事業者—自宅 (1.1km) 	3.9
合 計			942.5